

# 令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

食費等の物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金を支給します。

これは全国一律の制度です。  
支給は1回限りとなります。

※児童扶養手当法に定める養育者の方も対象となります。  
※これまで児童扶養手当を申請してこなかった方も対象となることがあります。  
※給付金が生活保護受給者に支給された場合は、収入認定しない取扱いとなります。

## 給付額・・・児童1人当たり一律5万円

**対象者：以下①～③のいずれかに該当する方が対象となります。**

- ① **令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方**  令和5年5月29日に支給  
**令和5年4月分で新たに児童扶養手当受給者となった方**  令和5年6月22日に支給  
※これから令和5年3月分又は4月分の児童扶養手当の新規受給者となる方には、個別に支給の案内を送付します。
- ② **公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けられない方**  詳細は P2 へ  
※公的年金等とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- ③ **児童扶養手当の支給を受けていないひとり親等の方で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方**  詳細は P3 へ

### ⚠️ご確認ください。

- ※ 対象①から③に該当する場合であっても、『ひとり親世帯以外の世帯分の給付金』の支給を既に受けている方は、『ひとり親世帯分の給付金』の支給は受けることができません。
- ※児童扶養手当の令和4年度分現況届が提出されていない場合、支給要件の確認ができないため、『ひとり親世帯分の給付金』は受けることができません。
- ※『ひとり親世帯分の給付金』が該当にならない場合も、『ひとり親世帯以外の世帯分の給付金』支給の対象となる可能性がありますので、詳細につきましてはお問合せください。  
例：扶養義務者の収入が支給制限限度額を超えている場合など。

## ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の

### 児童扶養手当の支給を受けられない方

- ◆ 対象者：公的年金等を受けていることにより、児童扶養手当の全部支給停止の認定を受けている方や、これまで児童扶養手当の申請をしておこなった方で、本人及び扶養義務者それぞれの令和3年中の収入額が児童扶養手当の支給制限限度額を下回っている方

※令和5年2月28日時点で児童扶養手当の支給要件を満たしていること

- ◆ 給付額：児童1人当たり一律5万円

- ◆ 申請：必要

- ◆ 申請受付：令和5年6月20日(火)～令和6年2月29日(木)

- ◆ 申請方法：下記の書類をこども支援課まで直接ご提出ください。

※郵送による提出も可能ですが、提出書類に不備がある場合などは支給決定までに日数がかかることがあります。

#### <申請書類>【公的年金受給者用】

- 様式第3号（ひとり親世帯分）申請書（請求書）
- 様式第4号 簡易な収入額の申立書（申請者本人用）
- 様式第4号 簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）←同居の親族がいる場合はその人数分提出

※収入額が児童扶養手当の支給制限限度額を超過する場合は、所得額にて審査することも可能です。その場合は「様式第5号 簡易な所得額の申立書」の提出も必要となります。

#### <添付書類>

- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等いずれかの写し）
- 年金額が分かる書類（年金額改定通知書、年金振込通知書等の写し）
- 年金以外の収入がある場合 ←同居の親族がいる場合、その方の分も必要となります。
- 給与収入：令和3年分給与所得の源泉徴収票、令和4年度（令和3年中所得）課税証明書等の写し
- 事業収入・不動産収入：令和3年確定申告書の控えの写しなど

※児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成を申請していない方は、

「申請者本人及び児童の戸籍謄本」と「受取口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカード等の写し）」が必要となります。

また、令和4年度の申告を所沢市にて行っていない方は、令和4年1月1日現在

住民登録があった市区町村の「令和4年度（令和3年中所得）課税証明書」が必要となります。

- ◆ 結果通知：申請内容を審査の上、申請の翌月末までに支給決定(不支給決定)通知を送付します。支給日は支給決定通知の中でお知らせします。

### //// 【よくある質問集】〈公的年金受給者対象の給付金について〉 //////////////////////////////////////

Q1：申請者本人ではなく、児童が年金を受けている場合、申請書類はどのように記入したらよいですか。

- A1：・申請書の「公的年金受給状況」欄の「受けることができる」にチェックし、児童が受給している公的年金の種類を記入してください。
- ・簡易な収入額の申立書（扶養義務者用）に児童の氏名・年金収入【C】の金額を記入し、扶養義務者氏名欄も児童の署名が必要です。

Q2：令和3年は年金を受給していなかったが、令和4年から年金を受給し始めた場合、「簡易な収入額の申立書」の年金収入は0円になりますか。

A2：そのとおりです。給与収入等ほかに収入がある場合には記入のうえ、必要書類を添付してください。

////////////////////////////////////

### ③ 児童扶養手当の支給を受けていないひとり親等の方で、

#### 食費等物価高騰の影響を受けて家計が急変し、

#### 収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

- ◆ 対象者：これまで一定の収入があり、児童扶養手当の全部支給停止の認定を受けている方や、児童扶養手当の申請をしてこなかった方、また、これから児童扶養手当を申請される方で、食費等物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の1ヶ月の収入を12ヶ月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額を下回っている方  
※申請時点で児童扶養手当の支給要件を満たしていること。

◆ 給付額：児童1人当たり一律5万円

◆ 申請：必要

◆ 申請受付：令和5年6月20日(火)～令和6年2月29日(木)

◆ 申請方法：下記の書類をこども支援課まで直接ご提出ください。

※郵送による提出も可能ですが、提出書類に不備がある場合などは支給決定までに日数がかかることがあります。

#### <申請書類>【家計急変者用】

- ・様式第3号 (ひとり親世帯分) 申請書 (請求書)
- ・様式第6号 簡易な収入見込額の申立書 (申請者本人用)
- ・様式第6号 簡易な収入見込額の申立書 (扶養義務者等用) ←同居の親族がいる場合は人数分提出

※収入額が児童扶養手当の支給制限限度額を超過する場合は、所得額にて審査することも可能です。

その場合は「様式第7号 簡易な所得見込額の申立書」の提出も必要となります。

#### <添付書類>

- ・給与明細書、売上台帳等の収入額がわかるもの (1ヶ月分)  
※令和5年1月以降の任意の1ヶ月分(ただし、申請月に可能な限り近接した月とする)の収入額を12ヶ月換算するため、申請には給与明細等の収入が分かる書類が必要となります。  
なお、同居の親族(扶養義務者)がいる場合は、その方の分も必要となります。

〈例〉	給与収入がある方	→ 給与明細書など
	事業収入又は不動産収入がある方	→ 帳簿など
	公的年金等の収入がある方	→ 年金振込通知書など

※収入がなく給与明細書などが提出できない場合は、「無収入の理由書」をご提出ください。

※収入額の書類は、個々の状況により異なりますので、事前にお問合せください。

- ・本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等いずれかの写し)

※令和5年2月末までに児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成を申請していない方は、

- ・食費等の物価高騰の影響を受けて、ひとり親となったからの家計が急変し、今後1年間に渡り、収入見込額が児童扶養手当の対象となる水準で推移する見通しであることの詳細について記入した「申立書 (新規申請者用)」の提出も必要です。
- ・給与明細書等の収入額のわかるものは、ひとり親となった月の翌月以降のものが必要となります。
- ・「申請者及び児童の戸籍謄本」と「受取口座が確認できる書類 (通帳、キャッシュカード等の写し)」が必要となります。

- ◆ 結果通知：申請内容を審査の上、申請の翌月末までに支給決定(不支給決定)通知を送付します。支給日は支給決定通知の中でお知らせします。

//// 【よくある質問集】〈家計急変者対象の給付金について〉 //////////////////////////////////////

Q 1 : 任意の1か月は、令和5年1月以降であれば、どの月を選定してもいいですか。

A 1 : 直近の家計の状況に基づく判定を行うため、申請月に可能な限り近接した月を選定してください。

Q 2 : 令和5年3月以降に離婚しました。家計急変者として申請をする場合、婚姻当時の自身の収入を任意の1か月として選定することはできますか。

A 2 : 離婚した日の翌月以降を選定して申請してください。

Q 3 : 家計急変者として申請する場合、いつまでの離婚が対象となりますか。

A 3 : 『ひとり親世帯分』の家計急変申請は令和6年1月末までに離婚された方が対象です。

令和6年2月中に離婚された方は『ひとり親世帯以外の世帯分』での申請をご相談ください。

Q 4 : 家計急変者として令和4年度の「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」を受給し、今回も家計急変者として給付金の申請をする場合、収入の証明書等の添付は省略できますか。

A 4 : 今回の給付金と前回の「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」は別事業であること、さらに申請時点における直近の状況に基づいて審査をするため、新たに添付書類が必要となります。

Q 5 : 家計の急変とは具体的にどのような変化を指しますか。

A 5 : 食費等の物価高騰の影響による家計支出の増加に伴う家計収支の悪化を指します。

Q 6 : 「簡易な収入見込額の申立書」について、設定した任意の1か月が年金支払月でない場合には、年金収入は記入しなくてもよいですか。また、年金生活者支援金は、年金収入に含まれますか。

A 6 : 現在年金を受給している場合で、今後1年間受給する見通しであれば、年金収入額を記入する必要があります。年金振込通知書に記載の金額に1/2を乗じて1か月分を算出し記入してください。

また年金生活者支援給付金は、収入には含まれません。

Q 7 : 扶養義務者のみ収入が減少した場合でも家計急変といえますか。

A 7 : この場合も給付金申請の対象となります。

Q 8 : 申請者と扶養義務者の収入は同じ月の収入で判定しますか。

A 8 : 基本的には同じ月で判定しますが、特段の事情があれば、それぞれ別の月を設定して判定することも可能です。



////////////////////////////////////

○所沢市ホームページ <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

トップページから、「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」で検索。  
各申請書類は、HPからダウンロードし、ご記入いただくことも可能です。

《問い合わせ先》

所沢市子ども未来部子ども支援課 TEL:04-2998-9124

